

災害時における生活物資の
供給等に関する協定書

彦 根 市

パナソニックホールディングス株式会社

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）とパナソニックホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、彦根市域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が相互に協力し、被災者に迅速かつ円滑に生活物資（以下「物資」という。）を供給及び運搬できるよう必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対してその保有する物資の供給について物資供給要請書（別記様式第1号）により要請することができる。

ただし、緊急を要する場合には電話またはメール等で要請し、後日速やかに通知するものとする。

（物資の供給等）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲に物資を供給するものとする。

2 乙が甲に提供する物資の範囲は下記に掲げる物資とし、備蓄量について別記様式第2号の通りとする。

- （1）乾電池（単一・単三・単四）
- （2）乾電池式モバイルバッテリー
- （3）LEDランタン

3 前項に掲げる物資について、一定の保存期間が過ぎ老朽化が認められる場合は、乙が物資の入れ替えを行うものとする。

（物資の保管場所）

第4条 物資の保管場所及び受け渡し場所（別記様式第3号）は乙が指定する場所とする。

(物資の受渡し及び運搬)

第5条 物資の受渡し場所は乙が指定する場所とし、受渡し場所から物資を被災者に届けるまでの運搬については甲が行うものとする。

(費用の負担)

第6条 物資の供給に要する運搬費用は、甲が負担するものとする。

2 第3条第2項に掲げる物資は、乙が負担するものとする。

(受け渡し連絡先等)

第7条 この協定を円滑に運用するために、甲乙双方の連絡先(別記様式第3号)を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(訓練の参加)

第8条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練に必要な応じて参加するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の効力は、この協定の締結の日から生じるものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、継続するものとする。

(規定外事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和5年12月15日

(甲)所在地	滋賀県彦根市元町4番2号
名称	彦根市
代表者職氏名	彦根市長 和田 裕行

(乙)所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
名称	パナソニックホールディングス株式会社
代表者職氏名	執行役員 CSR・企業市民活動担当 三島 茂樹

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

パナソニックホールディングス株式会社

様

彦根市長

Ⓜ

災害時における生活物資の供給等に関する物資供給要請書

災害時における生活物資の供給等に関する協定書第2条の規定により、下記のとおり生活物資の供給等を要請します。

記

受渡希望日時	
受渡場所	
物資品目 及び数量	(1) 乾電池 ①単一 本 ②単三 本 ③単四 本 (2) 乾電池式モバイルバッテリー 個 (3) LEDランタン 個
その他	

要請担当者及び連絡先（ ）

別記様式第2号（第3条関係）

生活物資備蓄量

- | | | |
|-----|---------------|---|
| (1) | 乾電池（単一） | 本 |
| (2) | 乾電池（単三） | 本 |
| (3) | 乾電池（単四） | 本 |
| (4) | 乾電池式モバイルバッテリー | 個 |
| (5) | LEDランタン | 個 |

別記様式第3号（第4条および第7条関係）

災害時の連絡体制について、甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。（※）

甲（彦根市）

住 所	連絡責任者	電 話	F A X
滋賀県彦根市元町4番2号	危機管理課	0749-30-6150	0749-23-1777

乙（パナソニックホールディングス株式会社）

担 当 部 署	パナソニック株式会社 くらしアプライアンス社 ビューティ・パーソナルケア事業部
連絡責任者	彦根総務課
連絡先	T E L : 0749-27-0424 F A X : 0749-27-0302
保管及び受け渡し場所	〒522-8520 滋賀県彦根市岡町 33

※脚注

- ※1：物資供給要請に際して、上記 乙の連絡先へコンタクトができない場合においては、甲より物資保管場所の受け渡し責任者に直接連絡し物資供給要請をすることを妨げないものとする
- ※2：物資供給要請を上記乙の連絡責任者が受けた場合において、この返信を乙の物資保管場所の受け渡し責任者（もしくは構内誘導管理者）より直接甲の連絡責任者へ行い、以降受け渡し調整等において直接双方で連絡を取ることを妨げないものとする